

学生及び教職員の皆様へ

危機管理対策本部事務局

5月8日以降の本学における新型コロナウイルス対策行動計画について

4月27日に政府は新型コロナウイルス感染症法上の位置付けについて、2類から5類に移行することを決定しました。

本学では、政府における感染症法上の5類移行を前提に、4月26日に開催した本学危機管理対策本部会議において、感染時の自宅療養期間等の行動計画を改定することを決定しましたので、その概要を次のとおりお知らせします。

なお、行動計画の改定内容につきましては、5月2日以降に学外ホームページに掲載しますので御確認願います。

【本学における「新型コロナウイルス対策行動計画」の主な改定内容】

1 マスク着用について

国と同様(※1)に「マスクの着用については個人の主体的選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とする。」こととしたこと。

なお、授業及び実習等に係るマスク着用について、次のとおり決定したこと。

- ・ 学生及び教員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- ・ ただし、実習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、学生及び教員についても、マスクを着用することが推奨されること。
- ・ 実習施設等から指示があった場合は学部の判断によるものとする。

2 感染又は感染が疑われる場合の対応について

次の(1)～(3)に該当した場合、学生については欠席の取扱いとしない、教職員については特別休暇とすること。

(1) 本人(学生又は教職員)が感染した場合の自宅待機期間等について

新型コロナウイルス感染症と診断された場合、「発症日の翌日から起算して5日間」かつ「5日目に症状が続いていた場合は、解熱し、発熱以外の症状が軽快して24時間程度が経過するまで」とすること。

(2) 本人(学生又は教職員)が新型コロナウイルス感染症と診断されなかった場合について

医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症やその他の出席・出勤停止を要する感染症(季節性インフルエンザ等)と診断されなかった場合であっても、出席又は出勤はせず、解熱し、発熱以外の症状が軽快して24時間程度が経過するまで、とすること。(解熱剤を服用していないことを条件とする。)

(3) 同居する家族等が新型コロナウイルス感染症と診断された場合について

同居する家族等が新型コロナウイルス感染症と診断された場合、同居する家族等が「発症日の翌日から起算して5日間」かつ「5日目に症状が続いていた場合は、解熱し、発熱以外の症状が軽快して24時間程度が経過するまで」の期間は、登校・出勤せず、健康観察に努めるようにすること。

3 海外から帰国した際の自宅待機期間について

自宅待機の要請は行わないが、抗原検査(※2)を行い、自身で陰性を確認すること。

※2「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」と表示された抗原定性検査キットによる検査を含む／「研究用」検査キットは除く。

4 学生の課外活動について

- ・ 活動時間は制限しないこと。
- ・ 飲食を伴う活動や懇親会について、制限は設けないが、実施する場合は感染対策を徹底すること。

※1【国におけるマスク着用の取扱い】

マスクの着用については、個人の主体的選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とすること。

本人の意思に反してのマスクの着脱を強いることがないようにすること。

ただし、感染が大きく拡大するなどの状況によっては、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を求めることがあり得ること。

マスク着用が効果的な場面(※)については、マスクの着用を推奨すること。

- ※
- ・ 医療機関の受診時や高齢者施設などを訪問する時
 - ・ 通勤ラッシュ時(全員着座不可)など、混雑した電車などの公共交通機関を利用する時
 - ・ 新型コロナウイルス感染流行時に感染リスクの高い場所を訪問する時